

# 事前協議報告書

事前協議の結果を報告します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

事業主住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

申請場所(地番)	
事前協議日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
協議場所	美化企画課(西宮市六湛寺町10-3) ☎ 0798-35-3820
協議相手	美化企画課 担当者氏名
協議者	会社名 氏名

## 添付書類

- ・ ごみ集積設備協議書
  - ・ 付近見取図(1/2500)
  - ・ 土地利用図(敷地の形状、建物の配置、ごみ集積設備の位置と道路との関係などがわかる図面)
  - ・ 敷地面積が分かる求積図
  - ・ ごみ集積設備構造詳細図(平面図・立面図・断面図) 前面道路を記入してください。
- ※ 集合住宅は、各階平面図(部屋数・部屋面積がわかるもの)を添付してください。
- ※ ごみストッカー等を設置する場合は詳細図を添付してください。

## 提出部数

- ・ 正(原本) 2部 [ 美化企画課1部・事業主1部 ]
- ・ 副(コピーでも可) 1部 [ 開発指導課1部(適合通知書に添付) ]

開発指導課長 殿

事業者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## ごみ集積設備（ステーション）について

### 美化企画課

\_\_\_\_\_町 \_\_\_\_\_番地に建設予定の集合住宅  
（単身者用 \_\_\_\_\_戸・ファミリー用 \_\_\_\_\_戸）の集積設備の設置については、市（美化企画課）と協議した結果、下記の事項を遵守することを確認しましたので報告します。

#### 記

美化企画課

#### 1. 位置

- (1) 敷地内の道路に面した部分に設置すること。
- (2) (1) の道路は、幅員 4 m 以上で、かつ、当該道路とごみ集積場を設置する部分との間に段差がないこと。
- (3) 屋外に直接通じる主要な出入口からごみ集積場までの距離が 50 m 以内にあり、収集車が駐停車可能で、かつ円滑にごみ収集作業を行うことができる位置に配置すること。
- (4) ごみ集積場の間口の両端から外側 2 m の範囲内に、電柱その他障害物のない位置に配置すること。
- (5) 交差点から 5 m 以上離れた位置に配置すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。
- (6) 道路の勾配が 12 % 以上である場合は、車の出入口等の勾配のない場所に設置すること。
- (7) 位置については、近隣住民とよく協議をし、理解を得ること。

#### 2. 設備構造

- (1) 規模は、間口 . m・奥行 . m・有効面積 . m<sup>2</sup>とすること。
- (2) 床は、コンクリート造りとし、かつ、排水柵をごみ集積場の奥に設けること。

- (3) 周囲は、高さが40cm以上のブロック又はコンクリートの壁で囲うこと。
- (4) 屋根及び扉は、設置しないこと。ただし、これらを設置する必要があると市長が認める場合は、別に定める基準によること。
- (5) 給水栓を設ける場合は、ごみ集積場の外側に設けること。
- (6) ごみ集積場に面した道路構造物は、次に定める基準を備えること。
  - ① L型側溝は、縁石の高さを5cm以下にすること。
  - ② U型側溝は、ごみ集積場の床と側溝の天端との間に段差がなく、かつ、ごみ集積場の間口の前面及び当該間口の端から外側各1mの区間に蓋（相当の荷重に耐え得るものに限る。）を設置すること。
  - ③ 歩道は、ごみ集積場の床との間に段差がないこと。
- (7) 道路に3%以上の勾配がある場合は、道路と接する間口部分の中心から床面をすりつけること。ただし、すりつけ勾配は、10%以内とすること。この場合において、床面の平面部分は、床面積の80%以上とすること。

3. 付近見取図並びにごみ集積場の設備に係る位置図、立面図、断面図及び構造詳細図を添付すること。

#### 4. 完了検査

- (1) 完成後、美化企画課まで連絡し、完了検査を受けること。

#### 5. ごみ収集依頼手続

- (1) 入居及び入居時期が決まれば、事前（入居予定日の7日～10日前）に美化企画課まで連絡のうえ来庁し、ごみ収集依頼手続きをすること。
- (2) 入居者にごみ分別パンフレット「ハローごみ」を渡して、ごみ出しルールを説明すること。
- (3) 入居当初の引越しに伴うごみは、自己処理又は市の許可業者処理とし、集積場には出さないようにすること。
- (4) 事務所・店舗等のごみは、自己処理又は市の許可業者処理とし、集積場には出さないようにすること。

#### 6. 集積設備の維持管理

- (1) 利用者又は建物占有者（管理者）で行うこと。

#### 7. その他

- (1) 上記以外の事項が生じたときは、美化企画課と協議すること。

以上

協議者連絡先

会社名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_